

施設利用料 (2019.7.1～)

| 施設の名称 | | 使用時間 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜間 | 全日 |
|-------------|--------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------|----|
| | | 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 | 9:00～17:00 | 13:00～22:00 | 9:00～22:00 | | |
| 大ホール | 平日 | 30,000 | 46,000 | 53,000 | 73,000 | 92,000 | 115,000 | | |
| | 土・日・休日 | 39,000 | 59,000 | 69,000 | 95,000 | 119,000 | 150,000 | | |
| 小ホール | 平日 | 8,000 | 12,000 | 14,000 | 19,000 | 25,000 | 31,000 | | |
| | 土・日・休日 | 10,000 | 16,000 | 18,000 | 26,000 | 32,000 | 40,000 | | |
| レセプションホール | 平日 | 3,400 | 5,000 | 5,800 | 8,000 | 10,000 | 12,600 | | |
| | 土・日・休日 | 4,400 | 6,400 | 7,600 | 10,400 | 13,000 | 16,400 | | |
| 練習室A | 平日 | 900 | 1,300 | 1,300 | 2,200 | 2,500 | 3,200 | | |
| | 土・日・休日 | 1,300 | 1,700 | 1,700 | 2,800 | 3,300 | 4,100 | | |
| 練習室E | 平日 | 900 | 1,300 | 1,300 | 2,200 | 2,500 | 3,200 | | |
| | 土・日・休日 | 1,300 | 1,700 | 1,700 | 2,800 | 3,300 | 4,100 | | |
| 楽屋 | 大ホール | 楽屋1 | 600 | 800 | 800 | 1,400 | 1,600 | 2,200 | |
| | | 楽屋2 | 300 | 400 | 400 | 700 | 800 | 1,100 | |
| | | 楽屋3 | 300 | 400 | 400 | 700 | 800 | 1,100 | |
| | | 楽屋4 | 1,200 | 1,600 | 1,600 | 2,700 | 3,200 | 4,300 | |
| | | 楽屋5 | 1,100 | 1,400 | 1,400 | 2,400 | 2,700 | 3,800 | |
| | 小ホール | 楽屋1 | 400 | 600 | 600 | 1,000 | 1,200 | 1,600 | |
| | | 楽屋2 | 400 | 600 | 600 | 1,000 | 1,200 | 1,600 | |
| | | 楽屋3 | 300 | 400 | 400 | 700 | 800 | 1,100 | |
| 会議室1 | | 900 | 1,300 | 1,300 | 2,200 | 2,500 | 3,200 | | |
| 会議室2 | | 900 | 1,300 | 1,300 | 2,200 | 2,500 | 3,200 | | |
| レセプションホール控室 | | 300 | 400 | 400 | 700 | 800 | 1,100 | | |

備考

- 土・日・休日とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。
- 大ホール、小ホール又はレセプションホールを使用する場合で、入場料（※①）を徴収されるときは、左の表に定める使用料（以下「基本料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を加算する。
 - 【1】大ホール
 - 入場料の額が3,000円未満の場合 2割
 - 入場料の額が3,000円以上5,000円未満の場合 3割
 - 入場料の額が5,000円以上の場合 5割
 - 【2】小ホール
 - 入場料の額が1,500円未満の場合 2割
 - 入場料の額が1,500円以上3,000円未満の場合 3割
 - 入場料の額が3,000円以上の場合 5割
 - 【3】レセプションホール 2割

※①入場料とは、会費、会場整理費等の入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。入場料の金額が2種類以上の異なる定めがあるときは、その最高額をもって入場料額とする
- 大ホール、小ホール又はレセプションホールの使用者が入場料を徴収しない場合で、営利宣伝の目的で使用するとき、基本料金に2割を乗じて得た額を加算する。
- 練習室又は会議室の使用者が入場料を徴収するとき又は営利宣伝の目的で使用するとき、基本料金の2割を乗じて得た額を加算する。
- 準備又は練習のため大ホール又は小ホールを使用するときは、基本料金の3割の額とする。
- 使用時間の延長又は繰上げは1時間を限度とし、30分以上1時間以内の延長又は繰上げがあったときは基本料金に3割を乗じて得た額を加算する。
※ただし、使用時間の繰上げは午前区分でのみ可能です。
使用時間の延長をされる場合は、次区分の施設利用料金も発生します。
- レセプションホールの使用者がバントリーを使用するときは、基本料金に1割を乗じて得た額を加算する。
- レセプションホールを間仕切ってその一方を使用するときは、基本料金の5割の額とする。
- 使用者の住所（法人にあっては所在地）が市外であるときは、基本料金に1割を乗じて得た額を加算する。
- 施設使用料に基づいて算出した使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 舞台、照明、音響、映像設備など附属設備・人件費等の使用料金は別途いただきます。
- 使用申込み後、使用者の都合で取消しや、施設及び日時の変更をされる場合、使用料はお返しできません。ただし、次の場合のみ半額還付いたします。（手続きには申込者または会場責任者の印鑑またはサイン及び領収書が必要です。）
 - ①大ホール・小ホールについては、使用日前20日迄に使用許可の取下げを行ったとき。
 - ②レセプションホール・会議室については、使用日前7日迄に使用許可の取下げを行ったとき。
 - ③練習室を使用日前日迄に使用許可の取下げを行ったとき。
 - ④楽屋のみの使用申請で、使用日前日迄に使用許可の取下げを行ったとき。
- 大ホール使用を伴わない楽屋のみの使用申請については、他に大ホール使用申請者がいない場合に限り、楽屋使用申請受付後に大ホールの使用申請があった場合は、楽屋の使用許可を取り消し、使用料は全額還付いたします。